

公正な事業慣行

制度・仕組み

贈収賄の防止

オリンパスは、国内外を問わず公務員および政府関係機関役職員（国際機関を含む）を含めたすべてのお取引先さまに対し、贈収賄を疑われる行為を行いません。重要法令類に基づき社内規程を定め、その教育を徹底するとともに、社外との取引や社内の稟議決裁におけるルールを厳格化し、かつプロセス管理を行うことで、賄賂と見なされる可能性のある行為の未然防止に努めています。

また、オリンパスグループでは贈収賄防止に関する指針を制定し、以下の「オリンパスグループにおける贈収賄防止に関する指針へのご理解とご協力をお願い」とともに、2015年4月より当社Webサイトで公開しています。

オリンパスグループにおける贈収賄防止に関する指針
<https://www.olympus.co.jp/csr/effort/anti-bribery.html>

オリンパスグループにおける贈収賄防止に関する指針へのご理解とご協力をお願い

私たちオリンパスグループは「企業行動憲章」に則り、いかなる場面においてもコンプライアンス精神を尊び、法令、社会規範、および社内規則に反する行為を容認しないことを、全ての経営陣および社員一人ひとりに徹底しています。オリンパスは、いかなる地域で事業を行う場合も、高い倫理観を持ち、全ての業務において、誠実かつ倫理的な方法で事業を行うことを確約しております。

グローバルでの法令適用や社会倫理観が厳しくなっている贈収賄および公正競争関連においても、当社では厳格な方針を採り、防止のための有効な仕組みを構築し運用を行っております。

この度、当社の贈収賄防止に対する基本的な考え方をあらためてお知らせし、お取引先さまにご理解いただきたい事項をまとめた指針を制定いたしました。コンプライアンスの徹底は当社の努力だけで成るものではなく、お取引先さまのご理解とご協力が不可欠であるとの考えであります。

お取引先さまにはこの指針をご確認いただき、ご協力をいただけますようお願い申し上げます。

反社会的勢力の排除

オリンパスは、暴力団など社会の秩序を脅かす反社会的勢力とは関わりを持たず、これらの活動を助長する行為は行いません。

反社会的勢力からの不当要求には、法律に則して毅然と対応します。2012年7月には、当社および国内グループ会社を対象に「反社会的勢力排除規程」を制定し、原則、すべての新規お取引先さま（販売先、サプライヤー、共同研究先など）と反社会的勢力の排除に関する条項を盛り込んだ契約書または覚書を締結しています。

また、同規程の制定前から取引のあるお取引先さまとも、契約更新時などに同様の覚書を結ぶようにしています。

インサイダー取引の防止

オリンパスは、証券市場の公正性および健全性の確保、株主や投資家の方々の信頼確保のために、インサイダー取引の防止に努めています。業務上知り得た未公開情報を利用して株式売買を行わないことなどを2012年6月に制定した「インサイダー取引防止規程」およびその細則に明記し、従業員に対して継続的に教育を行っております。

また、役員・従業員が自社株式を売買する際は、自社株式売買届出書を提出するなどの自社株式売買ルールを定め、徹底を図っています。

2016年度は、インサイダー情報に触れる機会の多い本社部門の従業員を対象に、東京証券取引所から講師を招いて

年2回研修を開催したほか、新入社員研修でもインサイダー取引防止に関する研修を実施しました。

適正な貿易

オリンパスは、国際的な平和と安全を維持するため、国内外の安全保障貿易関連法令や相手国の関係法令を遵守し、輸出入を行っています。経済産業省の指定するコンプライアンスプログラムに準拠した輸出管理体制を構築し、2007年からAEO[※]事業者として承認され、輸出管理に優れた企業として優遇措置を受けています。この体制を維持・強化するため、外部講師による役員研修をはじめ、輸出入業務に携わる機会の多い従業員に対する専門研修、日本国内のほぼすべての役員および従業員を対象とした基礎的な内容のeラーニングを実施しています。2016年度には、国内の安全保障輸出管理の組織、業務、ITシステムを刷新、専門組織による審査をすべての輸出案件に対して行えるようにし、これまで人手に頼っていたやり方を抜本的に改め、ヒューマンエラーの発生する余地を大きく減らすことができました。

また、緊迫する国際情勢を背景とする規制強化や域外適用法令に対応し適正な貿易を維持するため、地域統括会社との連携を強め、規制や製品・技術に関わる情報を共有し、グローバルな体制の整備を進めています。こうした取り組みの一環として、2016年度は、適正な貿易を維持するためのグループ共通ルール（オリンパスグループ安全保障輸出管理指針）を制定するとともに、欧州、米州、アジア・オセアニアの各地域統括会社との連携に基づく貿易管理面の中期的課題を設定し、協力しながら課題の解決に取り組んでいます。

一方、適正な貿易という観点では、輸入品に対する適正な納税も会社としての重要な責務です。そのため、海外から調達する製品・部品に対して、納税額の基礎となる輸入申告価格を原則として発注前に貿易管理部が確認することとしました。従来は各部門で実施していた輸入申告価格の確認を専門知識のある貿易管理部で一元的に行うことで、不適切な価格での輸入申告や修正申告の未然防止に取り組んでいます。

※ AEO (Authorized Economic Operator) 制度

国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策が適用される制度。日本では税関により認定される。

◎ 適正な貿易の維持に向けた教育の実施状況（国内・2016年度）

対象者	目的・内容	受講者数
役員	輸出管理の重要性とリスクの理解を促すために外部講師が輸出管理の概要を説明	21名
輸出入業務に携わる機会の多い従業員 (海外営業部門、調達部門、技術開発部門などが中心)	重要な関連法令の概要や規制内容、実務上の注意点、社内外違反事例の解説。技術開発部門の従業員に対しては輸出時に経済産業省の許可が必要なものを判断する該非判定の実際や、試作品を輸入する際の注意事項を中心に説明	輸出入教育 268名
日本国内勤務のほぼ全ての役員および従業員（関係会社を含む）	輸出入管理の基礎知識（eラーニング）	10,051名

医療事業における情報開示

■ 倫理委員会

内視鏡をはじめ医療機器を開発・生産するオリンパスは、2015年4月に施行された「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に対応するため、医学系研究の実施にあたっては「倫理委員会」を開催し、倫理、科学、信頼性、利益相反などの観点からその妥当性を審査しています。倫理委員会を構成する委員を研究に直接関与しない社内外の有識者とするこゝとで、同委員会の独立性を確保しています。審査の対象は、当社および国内グループ会社が実施する、倫理指針が適用されるすべての医学系研究で、倫理委員会の規約、名簿、議事録要旨を国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「研究倫理審査委員会報告システム」へ登録することにより公開しています。

■ 透明性ガイドライン

近年の医療技術の発展により、医療機器は多くの患者さんの診断や治療に使用され、国民の健康、福祉に大きく貢献する存在となっています。

一方で、新しい技術開発や製品の市場導入、市販後の適正使用等に向けた取り組みには、医療機関、医療関係者等との連携が不可欠です。発生した費用の支払いについては、関連法規、オリンパスグループの企業行動憲章や規程類、医療機器業の規約等を遵守することはもとより、その透明性を高める対応も欠かせません。

オリンパスでは、以下に掲げる「オリンパスと医療機関等との透明性に関する指針」を定め、この指針に基づいて、医療機関や医療関係者等への支払費用の情報を公開することで、透明性の確保と向上に努めています。

オリンパスと医療機関等との透明性に関する指針

1. 基本的考え方

オリンパスグループは、「Social IN」という経営理念のもと、企業も社会の一員であることを強く意識し、世界中の多様な価値観をもつ人々に必要とされる存在として、人々の健康と幸せな生活を実現するために、常に社会の求める価値を提供し続けます。又、自ら定めた「オリンパスグループ企業行動憲章」において、法令遵守はもとより、高い倫理観をもち、全ての経営陣および社員一人ひとりが「何が正しいか」を考え、責任ある行動をとることを誓います。そして、いかなる場面においても、コンプライアンス精神を徹底し、法令、社会規範、および社内規則に反する行為を容認しません。医療機関等との関係においても、この倫理観に従い、公正で適正な判断のもとで企業活動を行っていることを広く社会にご理解いただくために、日本医療機器産業連合会（JFMDA）の会員会社として、当連合会が定める「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に基づき、本指針を定めるとともに、医療機関等への支払費用の情報を公開いたします。

2. 適用範囲

■ オリンパス

日本医療機器産業連合会とその加盟団体の会員企業であるオリンパス株式会社及びオリンパスグループ国内関係会社

■ 医療機関等

学会、大学医学部（附属病院）、病院及び診療所、技師会、研究所、研究会、その他医療とその研究開発治験を行う施設及び医療に従事する者

3. 公開方法

当社ホームページにて、前年度分の関連情報を公開します。

4. 公開時期

各年度における医療機関等への支払費用の情報を、当該年度の決算発表後に公開します。

5. 公開対象

当社が公開対象とする医療機関等への支払費用の範囲は、「研究費開発費等」「学術研究助成費」「原稿執筆料等」「情報提供関連費」「その他の費用」とします。

「公開対象」の詳細は、日本医療機器産業連合会（JFMDA）のWebサイトをご覧ください。

JFMDA「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」

<http://www.jfmda.gr.jp/promotioncode/text/>

情報開示の充実

オリンパスは、すべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、「情報開示方針」に沿って、経営方針、財務状況、事業活動状況、CSR活動などの企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示しています。

2016年度は、企業Webサイトのアクセシビリティの改善を目的としてリニューアルを行いました。具体的にはレスポンシブデザインを採用することで、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット端末でも画面サイズが自動で最適化されるようになり、快適に閲覧できるようになりました。また、高齢者や障がい者などにも分かりやすく、利用しやすいデザインやサイト設計を心がけ、情報格差の軽減にも取り組みました。

情報開示方針

オリンパスグループ(以下、「オリンパス」という。)は、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN(ソーシャル・イン)」と呼び、すべての企業活動の基本思想としています。この思想に基づき、株主やお客さまをはじめすべてのステークホルダーから正しい理解と信頼を得るために、経営方針、財務状況、事業活動状況、CSR活動などの企業情報を公正、適時適切かつ積極的に開示します。

1. 情報開示の基準

オリンパスは、情報開示にあたり、法令や当社の株式を上場している金融商品取引所の規則を遵守し、法令・規則によって開示を求められる情報を開示します。また、法令・規則に開示の定めのない情報についても、オリンパスの企業価値に大きな影響を与える情報や、ステークホルダーの皆さまに有用と考えられる情報を、社内開示基準に基づき積極的に情報を開示します。

2. 情報開示の方法

東京証券取引所の適時開示規則によって開示の定めのある情報については、同証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて開示します。その後、この情報は速やかに当社ホームページ上に掲載します。また、法令・規則に開示の定めのない情報については、適時開示情報伝達システム(TDnet)、当社ホームページ、説明会、印刷物など、最適な方法によって開示します。

3. 情報開示上の配慮

オリンパスは、情報開示にあたり、個人情報保護に配慮するとともに、関係者の権利を侵害しないように配慮します。上記の方針に基づき、開示手続き等に関する社内規程を定め、この方針に沿った情報開示を実行します。

(適用範囲)

このオリンパス情報開示方針はオリンパスグループ全社に適用されます。

情報セキュリティ

オリンパスグループは、情報の適正な取り扱いと保護は社会的責務であるとの認識の下、2011年3月に「オリンパスグループ情報セキュリティ方針」を制定し、情報セキュリティの確保に取り組んでいます。

具体的には、CSR委員会の傘下に「情報セキュリティ推進委員会」を設置し、そこで確認した活動計画を国内全社に展開するとともに、海外においては、欧州、米州、アジア・オセアニアの各地域統括会社に情報セキュリティマネジメントの責任者と管理者を置き、地域の事情に合わせた活動を展開しています。

また、従業員教育も継続的に実施しています。近年は、サイバー攻撃のリスクが高まっていることから、国内では全従業員を対象に標的型攻撃メールへの対応訓練を実施しています。また、社内外のインシデント事例を学ぶeラーニングや、メールマガジン配信などの教育・啓発活動に注力しています。eラーニングについて、2016年度は年2回実施し、いずれも受講率は100%でした。

オリンパスグループ情報セキュリティ方針

オリンパスグループ(以下、「オリンパス」という)は、すべての企業活動の基本である「Social IN」および行動憲章に基づき、オリンパスが取り扱う全ての情報および情報システム(以下、「情報資産」という)を重要な経営資源の一つと認識し、これを適切に保護、管理し、積極的に活用します。また、これらの活動は継続的に見直し、改善に努めます。

1. 法令遵守

それぞれの国・地域において、情報セキュリティに関連する法令、指針、契約上の義務を遵守します。

2. 情報の管理・保護

事業活動において、情報資産を適切に管理・保護します。また、悪影響をもたらす不適切な情報資産の利用や、情報資産の価値を損なうような行為(改ざん、破壊、漏洩、悪用等)を防止するための対策を講じます。

3. 体制の整備

情報資産の適切な管理・保護を確実に実施するために、体制を整備し、責任を明確にします。

4. 規程の整備

情報セキュリティの確保に向けて取り組むべき事項を明らかにし、社内規程として整備します。また、これらの社内規程やプロセス及び管理策を継続的に見直します。

5. 教育

情報資産を取り扱うすべての関係者に対して情報セキュリティに関する意識向上を図ると共に、情報セキュリティに関する必要な教育及び訓練を実施します。

6. 緊急時の対応

情報セキュリティに関する事故の予防に努めるとともに、万一事故が発生した場合は速やかに対応を行うとともに、必要な再発防止策を講じます。

個人情報保護

■ 基本的な考え方・方針

オリンパスは、お客さまをはじめとするステークホルダーの皆さまの個人情報を適切に保護し、適正な取り扱いを行うために、「オリンパスグループ行動規範」において「情報の保護」に関する方針を明記しています。また、国内では、「オリンパスグループ個人情報保護方針」を定め、その遵守に努めています。

オリンパスグループ個人情報保護方針

オリンパスグループ(以下、「オリンパス」という。)は、ネットワーク社会における個人情報の重要性を深く認識し、個人情報を適正に取り扱いその保護の徹底を図ることは社会的責務と考え、以下の取り組みを実施します。

このオリンパス個人情報保護方針は日本国内のオリンパスグループに適用されます。(別途方針を設けている会社は除きます。)

1. 社内体制の整備

オリンパスは、個人情報保護のための社内体制を整備し、個人情報を適切に取り扱うことをオリンパスの全ての役員および従業員に教育し周知徹底します。また、個人情報保護のための運営が的確に行われていることを確認するために定期的な監査を実施します。

2. 情報の適正な取り扱い

オリンパスは、個人情報の収集に際して、本人に利用目的を明示し、適切な範囲内で収集します。また、利用目的の範囲内で個人情報を取り扱い、本人から開示、訂正、削除、利用停止の請求を受けた場合には、合理的な範囲で速やかに対応します。

さらに、特定個人情報については、法律で定められた利用目的の範囲内でのみ、取り扱います。

3. 第三者への開示と提供の制限

オリンパスは、保有する個人情報を、本人の同意に基づく場合や法令で定める場合などを除きオリンパス以外の第三者に対して開示、提供いたしません。

また、保有する特定個人情報については、本人の同意に関わらず、法令で定める場合などを除き第三者に対して開示、提供いたしません。

なお、個人情報に係る業務を委託する場合には、委託先に対し、個人情報の適正な管理を義務付ける契約を結び、監督、指導を行います。

4. 正確性と安全性の確保

オリンパスは、保有する個人情報を、正確かつ最新の状態に保つよう努めるとともに、不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などのリスクに対して、適切なセキュリティ対策を講じます。

5. 法令遵守および継続的改善

オリンパスは、個人情報の保護に関する法令および規範を遵守するとともに、上記事項における取り組みを適宜見直し、継続的な改善に努めます。

■ 体制

また、国内については、「統括個人情報保護管理者」を設置し、国内オリンパスグループ全体の個人情報保護活動の推進の指揮、監督を行っています。

■ 個人情報保護の取り組み

さらに国内において個人情報データベースを作成する場合には、事前に各部署の管理者の承認を得るシステムを取り入れるほか、個人情報管理台帳を活用し、その精度の向上を図っています。また、個人情報の管理実態を把握するため、定期的に台帳を点検しています。お客さまからご提供いただいた個人情報の開示、訂正または削除などの請求については、所定の窓口にて受け付けています。